

# 平成20年度行政評価結果を踏まえた取組み

- 行政経営方針
- 経営改革プラン(行政改革実施プラン改訂版)
- 施策別予算枠配分
- 職員研修

以上、平成20年度第5回委員会で説明

## ● 意思決定システムの確立 行政会議の設置(庁議の見直し)

市政の重要事項の審議、市政の執行方針の決定、全庁的な情報交換及び各部等相互の総合調整等を行う

	行政経営会議	政策調整会議	部長会議	支所・部内会議	課内会議
審議・協議項目	(1)基本方針及び構想・計画に関する事項 (2)施策及び事務事業に関する事項 (3)条例、規則等に関する事項 (4)その他市長が必要と認める事項	(1)行政経営会議付議事項で事前調整が必要なもの (2)その他、副市長が必要と認める事項	(1)行政経営会議の調整 (2)懸案事項の検討 (3)決定事項等の伝達、意見交換 (4)その他市長、副市長が必要と認める事項	(1)支所・部内の課題解決、施策の進行管理等 (2)「行政経営会議審議依頼書」の協議等 (3)その他支所長・部長が必要と認める事項	(1)課内の課題解決、事業の進行管理等 (2)「行政経営会議審議依頼書」の検討、提出等 (3)その他課長が必要と認める事項
構成員	市長 副市長 参事 教育長 部長 特に認めたもの	副市長 政策担当部長 総務担当部長 企画担当部長 関係部長 関係課長	部長級 地域総務課長	支所長・部長判断による	課長判断による
開催日	毎月1回 第1月曜日	随時 (必要に応じて)	毎月2回 第2月曜日 第4月曜日	支所長・部長判断による (月2回程度目標)	課長判断による (月2回程度目標)

## ● 評価手法の見直し

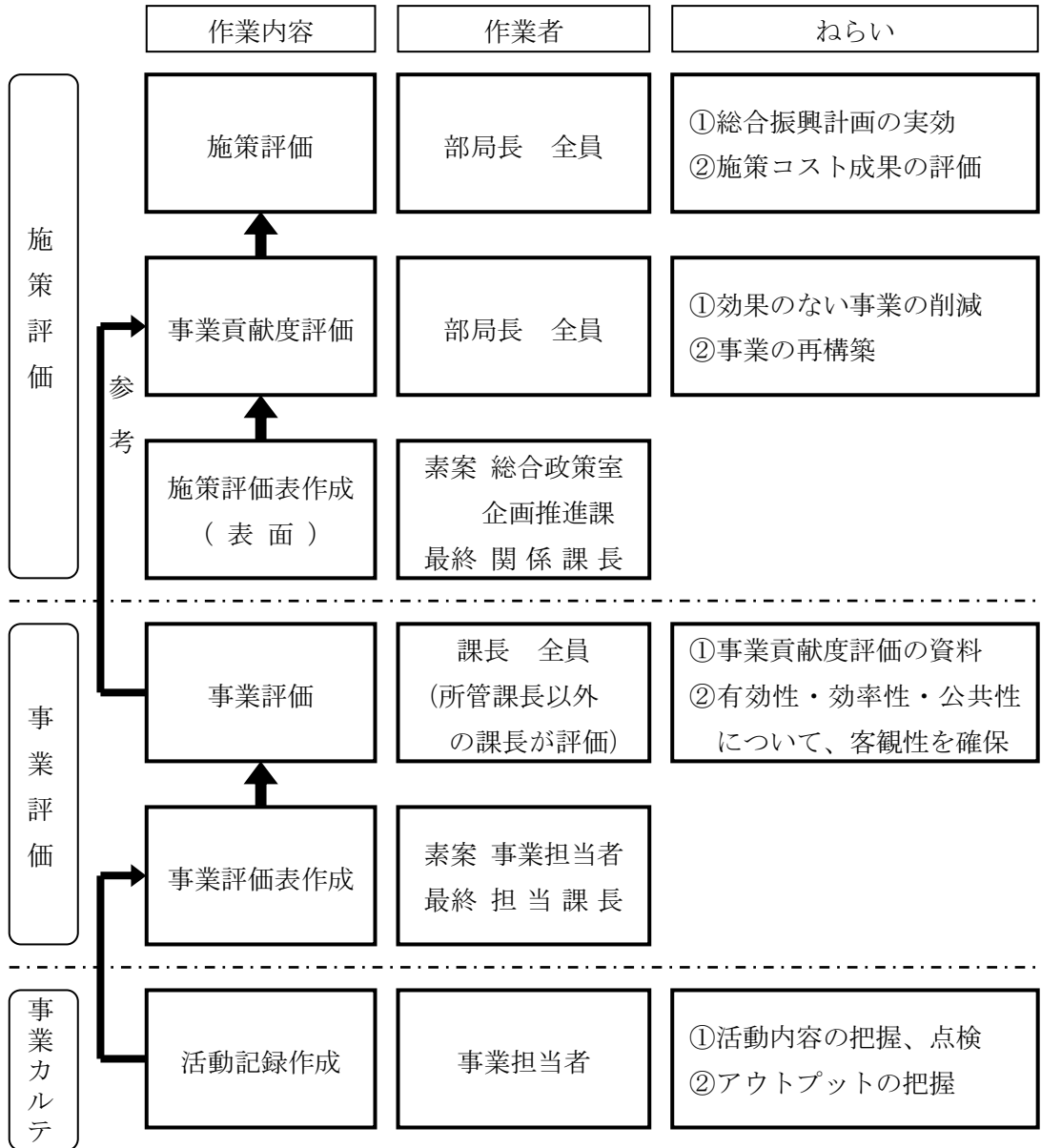
施策評価を軸とした評価手法に変更

総合振興計画の実現を図るためには、政策、施策の目的、目標や達成に向けた対応策の明確化

目標達成の手段としての事務事業について有効性、効率性などの検証

施策ごとの目標指標の設定(再設定)

平成21年度 行政評価（内部評価）の流れ



### 3. 対象施策および事務事業（平成20年度実施）

行政評価の対象とする施策および事務事業については、次のとおりとします。

なお、事務事業評価における事業の単位は、昨年度と同様に予算における「細事業（細事業が無い場合は事業）」を1つの単位とします。ただし、別に定めるところにより細事業がある場合でも事業を単位とする場合があります。

#### （1）施策

総合振興計画に定める23施策全てを評価の対象とします。

政 策	施 策
第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	1 安心して子育てできるまちをめざす
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
	5 ふるさとで働ける場をふやす
第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	1 豊かな緑と清流を守る
	2 資源が循環するまちをつくる
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる
	4ひとを温かく迎える
	5 伝統文化を継承する
	6 暮らしの安全と安心を守る
第3章 人・物・情報を高度につなげる	1 高速移動の網を広げる
	2 鉄道をさらに便利にする
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる
	5 双方向の情報通信基盤をつくる
	6 にぎわいの市街地をつくる
第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	1 共に生きるまちづくりを進める
	2 住民自治の地域づくりを進める
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる
	5 未来を担う人づくりを進める
	6 行財政改革を推進する

#### （2）事務事業

事業分類区分のうち、(A)ハード事業、(B)ソフト事業および(C)施設管理費を評価の対象とします。ただし、職員人件費およびその他職員給与費は除くものとします。また、道路新設改良事業や小学校施設管理運営費などについては、事業を1つの単位として評価するものとします。(評価事業数：418事業)